

2023年12月19日

沼津市議会議員 高橋 達也 さま

地方自治に民主主義を求める会

代表 岩崎 祝子

公開質問状

ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当会が面談での回答をお願いした件に関して、話し合いすら拒否し、内容も到底納得できないはぐらかしであることに遺憾の意を表します。そこで、以下のことを公開質問しますので、よろしくご回答ください。

1 公正・平等な扱いについて

私有地の中に官地が含まれ一体で使用している事例は、市議会議員の方々の中にもあると認識しています。回答では、山下議員については「市有地の不法占用について疑惑が生じた」と一方的に判断し、片や同じように官地が含まれている事例については問題にしないという不公正・不平等な扱いを正当化しています。

- (1) なぜ山下氏の事例を不法占有と判断したのでしょうか。その根拠はなんですか。
- (2) 他の市議会議員の事例も自己の所有の土地でないものが含まれているのではないですか。どう認識していますか。
- (3) 私有地の中に自己所有ではない土地が含まれていても、市はことさら問題にはしていない状況ですが、なぜ市議会はさわぎたてたのでしょうか。

2 所有権判断の根拠について

回答の中で「一般的に土地の所有権については、登記簿その他の証拠書類等に基づき判断できるもの」としていますが、本件では市は所有権の根拠として登記簿に記載されていることしか明らかにしていません。土地の相続や譲渡後に登記簿の変更がすぐにはされないケースがあるのは周知の事実であり、私たちは本件の場合もそのようなケースに該当すると考えています。つまり、登記簿だけでは実際の所有者を確実に確認するには不十分であり、市は所有者の確認作業を怠っていると考えられます。この点について、沼津市は山下議員との十分な協議を行うと共に、関連する書類の十分な調査を行ったとお考えでしょうか。

3 私有地の中の官地の問題の対処について

当会は私有地の中にある官地の「所有権の帰属についてどのように対処する見解をお持ちか」と尋ねたのであって、回答にのべられた「政治倫理」の当否を問うたものではありません。

本件のような私有地の中にある官地の問題について、どのように対処すべきか、あ

らため議長の見解をもとめます。

4 議員全体会議の正当性について

回答では、令和4年10月に開催された議員全体会議は沼津市議会議員政治倫理規定に基づいた正当なものであるかのように書かれていますが、この議員全体会議は、浅原前市議会議長の独断と越権行為によるものであり、何ら正当な法的根拠があるとは考えられません。この議員全体会議が正当なものであるとお考えでしたら、それが、沼津市議会会議規則あるいは地方自治法のどの条項を根拠とする市議会議長の職権によるものなのか、また議員全体会議そのものは沼津市議会会議規則あるいは地方自治法のどの条項を根拠とするものなのかお答えください。

5 裁判に多額の血税を費やすことを議決したことについて

約202万円を請求する訴訟にかかる弁護士費用は、議会答弁によりますとすでに77・2万支出され、今後も1年あたり77・2万円も支出していくこととなります。あと1年7か月も裁判を続けるならば請求額を超える経費が市民の血税で賄われることとなります。市民感覚とすれば、まことに不合理極まりなく、得るものは何もありません。こうした悪しき前例を作ることを議長はどうお考えですか？

6 回答と連絡先

以上について、文書での回答を求めます。回答は1月19日までをお願いします。

連絡先： ██████████ 事務局長 沓澤大三あて
██████████
██████████